

東近江市都市計画審議会運営規則

平成 22 年 5 月 27 日
都市計画審議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東近江市都市計画審議会条例(平成 17 年東近江市条例第 203 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定により、東近江市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(召集)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるときに召集する。

2 会長は、やむを得ない場合のほか、召集期日の 3 日前までに議案を添えて、召集の日時及び場所を委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。

(欠席)

第 3 条 やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長にその旨を申し出なければならない。

(代理出席)

第 4 条 会長は、条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する委員、条例第 5 条に規定する臨時委員及び専門委員として任命された関係行政機関の職員が会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係を有する者の出席を求め、意見を聴き、又は説明させることができる。

(議長)

第 6 条 会長は会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長に事故あるときは、副会長が会議の議長となり、会議を主宰する。

(公開)

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 東近江市情報公開条例(平成 17 年東近江市条例第 10 号)第 7 条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

2 前項の規定に基づく会議の非公開については、会長が審議会に諮り決定する。

3 会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(議事録)

第 8 条 会長は、会議終了後すみやかにその要旨について、議事録を作成しなければならない。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。